

第 2 回水中遺跡調査検討委員会概要

日程：平成 25 年 7 月 17 日（水） 9:30～12:00

会場：長崎県松浦市高島支所

【西谷委員長】

○開会に先立ち、長崎県オブザーバー高野氏急逝のお知らせ。

【文化庁記念物課・榎本課長挨拶】

○松浦市・長崎県のこれまでの鷹島神崎遺跡の調査に対する敬意。

○東日本大震災における文化庁最大の課題である復興事業と埋蔵文化財保護との両立した円滑な推進。

○水中遺跡の保護に関する地方公共団体の取り組みへの文化庁としての支援推進。

【友広松浦市長挨拶】

○旧鷹島町が昭和 60 年から取り組んでいた海底遺跡の調査を、合併した松浦市は引き継いで重点課題と位置づけている。

○元寇船の発見と史跡指定は市民にとって大きな財産。さらに保護の取り組みを進めるため、昨年 4 月より文化財課を新設した。平成 26 年 3 月には保存管理計画を策定予定。

【事務局より配付資料の説明】

【第 1 回水中遺跡調査検討委員会（3/22）議事概要説明（資料 2）】

以下、3 点が課題として

- ・水中遺跡の定義の明確化
- ・委員会で協議すべき論点の明確化
- ・探査方法の検討

論点の整理（資料 3）

（○：質問 ●：回答）

《文化庁からの提示》

- ・文化庁平成 16 年報告『行政目的で行う発掘調査の標準について』の水中遺跡版の作成を今回の委員会の目的とする。
- ・史跡鷹島神崎遺跡をケーススタディとして水中遺跡の保存と活用を検討する。

- ・ 検討の対象とする水中遺跡としては、海（地方公共団体の区域内）と湖沼にある遺跡（ただし、ダムや溜め池等、人為的要因により水没した遺跡は対象としない）
- ・ 水中における周知の埋蔵文化財包蔵地の設定について
- ・ 水中遺跡の保存と活用に関する整理

《論点整理（資料 3）に関する意見交換》

【木村委員】

- 「地方公共団体の区域内」とは？
- 地方公共団体、特に市町村に割り振られた領海内 12 海里である。
- EEZ はどうなのか？
- EEZ は念頭に置かない。まずは市町村を念頭に置く。

【佐藤委員】

- 陸上と水中が一体の遺跡はどうするのか？ 潮の干満で変わる遺跡もある。鎌倉や小豆島石切丁場などがあるが？
- 水中文化財という個別の独特な定義を法定上設けるのではなく、施策としては一連のものであり、それも念頭に入れて検討したい。

【西谷委員長】

- 平成 16 年の調査標準の水中遺跡版ということだが、平成 12 年の水中遺跡の遺跡保存方法の検討との整合性は？
- もちろんそれも踏まえて検討したい。
- 「水中遺跡の保存と活用」という文言には「水中遺跡の調査と保存・活用」では。
- 河川は上がってないが、瀬田の唐橋などもあり検討項目にしていきたい。

【土屋委員】

- 何年前までを遺跡とするのか？ 戦争遺跡は別の範疇か？
- 平成 10 年通知の陸上の取扱いと同じとする。それぞれの地域の中で判断する。
- 対馬丸は沖縄県が重要だ、遺跡だといえば遺跡になるのか？
- その通りである。

伊崎委員の報告

《福岡県の取り組み》

- 遺跡地図として
 - ・ 文化財保護委員会昭和 43 年刊行遺跡地図では水中遺跡なし。河床遺跡 22。
 - ・ 福岡県教育委員会昭和 59 年刊行遺跡地図では水中遺跡なし。湖沼に古墳 3 基水没。河床遺跡 31。

- ・文化庁平成 12 年報告にて 13 遺跡。水中遺跡 2。旧玄海町での梵鐘水没伝承地。新宮町相島の碇石から沈没船の推定。
- ・アジア水中考古学会 HP では、福岡県 25。沈没船 6、遺物散布地 18、漂着 1。銅矛・碇石などが単体で引き上げられた場合も 1 遺跡としてカウント。
- ・文化庁記念物課平成 24 年度の統計調査で水中遺跡 2、湖沼 1、河川 8 の合計 11。
- ・芦屋町沖海底遺跡を入れると、海中遺跡は 3 遺跡。
- ・水中遺跡 2 は福岡市が実施した博多湾周辺調査の成果。
- ・県の開発事業における埋蔵文化財保護に関する事前協議について、港湾関係の事業に水中遺跡の保護が生じる場合は対応する仕組みがある。

《質疑応答》

- ・特になし

林田委員の報告**《アジア水中考古学研究所の取り組みを中心に》**

- ・文化庁の資料 3「論点の整理」に沿って話をする。
- ・当研究所における水中遺跡の定義については「常時水中にあるもの。年代は文化庁の 10 年通知にしたがって中世まで」も含むものとしている。
- ・ユネスコでは対象を 100 年以前とし、一時的でも水中にあるものとしている。
- ・海岸の石切場は満潮時に水没するが、これも当学会では水中の範疇としている。
- ・海底から考古遺物が 1 点採取されても散布地としている。
- ・包蔵地の設定は、海底での目視や試掘調査で行う。
- ・費用はかなりかかるが、教育委員会が慣れてきたので当初の 1/3 くらい。
- ・体制は陸上の場合とは異なる。水中専属の専門職員が必要。考古学をやっている人
- ・30m 以下では潜水は危険だし効率が悪い。機械による対応を要検討。
- ・ユネスコでは遺物取り扱いについてメリットとデメリットを提示している。
- ・現地保存の考え方は、沈没船のサルベージ対策から発展した考え方。その延長線上に海底ミュージアム構想が出ている。
- ・沈没船の引き上げは、保存処理や公開など課題が多い。解体して引き上げる場合もあるが、時間と体制が必要。
- ・有機質遺物の保存は難しい。無機質は海底に残すこともありうる。
- ・盗難防止のための監視カメラやチップを埋め込み監視する事例が海外にある。
- ・水中遺跡の活用事例は、海外では遺跡というより記念碑的存在として位置づけられる。タイタニックも海の中にあるから意義がある。
- ・初島の瓦集積、小値賀島の陶磁器や碇石などの事例紹介。

《林田委員の報告に対する質疑応答》

【今津委員】

- 引き揚げと管理については、通常、相当な時間と費用がかかるという認識であるが、ユネスコのメリット・デメリットの資料をみると、「簡単／経済的である」となっているが、これは意識がないのか、あるいは何か特別な意味があるのか？
- 「原位置保存」や「埋戻し」との単純な比較であり、ユネスコが「簡単／経済的である」という意識ではないと思われる。

【土屋委員】

- 「職員の潜水教育」「保存処理を担当する職員には潜水教育」とあるが、これは潜水士資格を取らせるということか。潜水士は国家資格。日本ではこの資格を持たずに潜水業務を行うと労働安全衛生規則違反になる。20m より深いと潜水病の発症率が高く、やはり潜水技術云々ではなくちゃんと資格を取得することが重要で明記すべき。
- もちろんそのとおりである。
- タイタニックの問題など、いろいろな国の無人探査機が潜って、穴を開けたりして無法状態である。ユネスコも危惧しているが、どうしようもない。盗掘等こういう問題は市町村が対応できるのか。特に、お金を出せば人間が潜らなくても機械で何とかできる時代になった。こういうことも考える必要があるのでは。
- タイタニックは 1912 年に沈没したので、ユネスコの条約の中では遺跡に登録されている。

【木村委員】

- 単体で海底面に露出している遺物の取扱いをどうするか？ 包蔵地にするしないもあるが、埋もれてしまったらわからなくなる。こうした場合、何を見せるのか、うまく残っていれば将来海底ツアーなどで訪れた人が見ることもでき活用につながる。したがって、単体の遺物も軽視してはいけない。

【榎本課長】

- 林田委員資料 2 頁の三重楕円の図。A 文化庁の円が B ユネスコの円にすべて包括される図になっているが、文化庁は近現代を全面的に排除するものではない。原爆ドームも文化財としていて年代で区切るものではない。文化庁は定義を作るのではなく、行政としての対象をどうするかというところに発想がある。近現代のものも、地域や有識者の意見を踏まえて対応している。個別の案件、たとえば沈んでいる船をどうするかというのは国が一方的に決めるのではなく、個別個別に対応している。冒頭で EEZ を当面对象にしないとやったことも同じこと。念頭には置いているが、全部を一斉に進めると議論が混乱しそうなので、当面は日本の実態に合った行政対象に絞って考えたい。

【高妻委員】

○保存処理を担当する職員は全国的に少ない。まず、各自治体に保存処理・管理を専門にする職員を最低 1 名は配置して、それを前提にして水中遺跡の議論をしないといけない。

【佐藤委員】

○海底ミュージアムは熱海とか小値賀島で構想があると聞くが、事例を教えてください。

- 小値賀島ではイタリアの海底ミュージアムの考えを取り入れようとした。本物は取り上げて博物館に置き、海底にはレプリカを作って置くという考え方。アクリル製のドームを作ってカメラで見る。また、ネットで世界へ配信もしている。ダイバーが潜って見ることもできる。
- 盗掘対応として、レプリカにチップを入れて管理している。このチップに情報を入れていて、端末で見ることが出来る。

今津委員の報告

《九州国立博物館の取り組み「史跡鷹島神崎遺跡」を中心に》

- ・水中での遺跡の把握には、海底地形図や海底地層図がほとんど存在しないのでその作成が必要。
- ・水中遺跡の把握において、探査方法の確立と精度の向上が重要。海底表面だけでなく、地中の状況がわからないと不十分。
- ・体制的には市町村だけでも、文化庁だけでもダメ。統合的な体制の整備が必要。
- ・地上に比べると、費用も時間も人手も数倍、あるいは 10 倍以上かかるため、どういう体制が適正か、検討と確立が急務。
- ・考古学、保存処理、潜水技術を有した人材の確保と養成が不可欠。
- ・海底遺物、特に沈没船の保存方法の確立が急務。
- ・劣化原因、例えばフナクイムシなどのモニタリングの方法確立と、それを継続的に行う体制の整備が必要。
- ・水中には地上では残らない遺物が残る。中には前例のない遺物もある。九博では CT で分析しているが、矢束に柄が残っていることがわかりその重要性が明らかになったが、鉄と木質を同時に保存処理する難しさも明らかになった。
- ・元寇船の場合、日本にない遺物もあり、中国の研究者との協同も必要になる。
- ・水中の遺物はほぼすべて保存処理が必要。陶磁器でも脱塩処理が必要。保存処理専属職員が相当数必要。
- ・引き上げた船は、金属については塩類の影響で劣化速度が速い。特に木質の保存処理の薬品は一般的に金属には悪影響を及ぼす。
- ・船体の保存として、メリー・ローズ号は 30 年、ドイツのブレーメン・コグは 17 年

かかった。これらは保存処理を公開して活用の一貫とした。

- ・保存処理の具体としては、PEG、糖類、真空凍結乾燥の3種がある。どれが適しているか、使い分けが必要。欧米ではオーク材を保存処理の対象とするが、東南アジアの木材に適した方法の検討も必要である。
- ・史跡鷹島神崎遺跡の場合の課題。保存施設の充実、専門職員の充実。遺物の保存にも時間がかかるので早く始めることが重要。

《今津委員の報告に対する質疑応答》

【池田委員による補足】

- 23mの水深だと1日に30分が2回。もっと浅ければより多くの時間でも大丈夫。
- 海底面でも表面採集・試掘が必要。しかし、人間がやるには水深30mが限界。
- 海底では、遺跡の有無と調査の対象にするしないは別の扱いにする必要がある。

【土屋委員】

- 潜水時間の制限と事故対応を考えるなら、無人探査機の活用が重要。国内産でも50mでかなり作業ができる。先に探査機がやって、最終的には人間が確認することを検討する。遺跡調査に探査機は向いていると考えられる。

【事務局からの報告】

- 今回の各種調査等の委託事業は、入札の結果、九州国立博物館に決定した。
- 次回の日程は、今後調整して決めたい。

以上